

松山家庭裁判所委員会（第1回）議事概要

1 日時

平成16年2月20日（金）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所交通室

3 出席者

(1) 委員

久保雅文，河野正憲，堰向直久，高須賀功，武田秀治，竹本道代，田鍋 修，中田幸子，東 俊一，日野諄二，平林茂代，別府恵子，藪 昌子，丸山昌一，森實有紀

(2) 事務担当者

加藤事務局長，岸元首席調査官，河淵首席書記官，越智総務課長，兵頭総務課課長補佐

4 議事（ 委員長， 委員 ）

(1) 松山家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員紹介

(3) 委員長の選任について

丸山所長が，委員長に選任された。

(4) 議事運営事項について

ア 委員長代理の指名について

別府委員が，委員長から委員長代理に指名された。

イ 部会の設置について

総務課長が部会について説明。

部会は置かないことよろしいか。

承認

ウ 委員会の招集等手続について

委員の方の意見を聴いた上で、委員長が招集することによろしいか。

承認

エ 委員会の開催回数について

議論するテーマを決めてから、開催回数は後で決めればよい。

賛成

開催回数については、後ほど協議して決めることとする。

オ 委員会の成立要件について

定足数については、過半数とか3分の2ということになるのではないか。

(事務局長が、旧委員会規則では、過半数の出席で、議決には過半数を要するとの規定がされていた旨説明した。)

従前の家庭裁判所委員会では諮問を受けて議決したことはなかった。今回の家裁委員会は自由な意見交換をして、それを裁判所の運営に活かしていくというものであるので、議決を求められることは少ないと考える。

そういう場面が出てくれば、3分の2以上の賛成を要するとか、その議題に応じて決めればよいのではないか。

意思表示を要するときには、3分の2以上の出席を要するとした上で、過半数で議決とすればよいのではないか。

過半数の委員の出席とするなら、3分の2以上の議決とするのがよいのではないか。委員会を一度開いて、過半数には足りるが、3分の2には足りない場合に、議決をしないのはおかしい。開いたら全員の賛成をもらうという形でないと2、3度開くことになる。もう一度開催するのも大変だと思う。

出席者は過半数を要するとし、議決案件によって議決要件を決めればよいのではないか。

3分の2以上の出席で、過半数で議決ということかどうか。

委員会としての意思表示が必要な場合には、3分の2以上の出席で、過半数

の賛成を要するとしてはどうか。

議決を要する場面は少ないと思うので、定足数が足りる足りないというのはさほど問題ではないと考える。例えば、8対7になったような場合には議決に持ち込むことはないであろうし、少数意見も付記すればよいのではないか。

賛成。できるだけ出席することを心がけることでよいと思う。

定足数は3分の2以上の出席、議決は過半数の賛成とするのが大方の意見と理解するが、それでよろしいか。

了承

(委員の資格について)

委員は個人としての選任されたのか、あるいは、団体の代表としての立場か。団体から推薦して頂いたが、個人として委員をお願いしている。

公務員であるので、転勤もあり得る。団体から推薦してもらっている立場なので、現在の職場の立場で意見を述べる方が述べやすい。

所属職場であれば、いろいろな会議などでの情報なども入ってきやすい。部署が変わればそれがなくなる。

学識者委員は、組織の代表という性格もあるので、いろいろな事情が生じたときには、事務局の方に連絡していただきたい。

委員が欠けた場合には、直ちに補充がされるということか。

そういう方針である。

カ 委員会の公開について

(ア) 一般公開について

たまたま一般の人が来庁して、傍聴したいということはないと思われる。

県では傍聴希望者を募っている。

県の委員会では、傍聴希望は申し出るような制度にしている。

委員会終了後、議事概要を公表したり、委員長が記者会見することはあるかもしれないが、規則制定委員会でも一般公開は前提とされていない。

開かれた委員会という性格であるので、将来オープンにすることもあるかもしれないが、当面は公開しないこととして、要望があったときに議論すればよいのではないかと。

賛成

当面は一般公開はしないということによろしいか。

了承

(1) マスコミへの公開について

マスコミへの公開は、話合いのすべてを公開するのか、あるいは、最後に委員長等がレクチャーするのか。自分としては、すべてを公開するより委員会で協議された事項を供与するだけでよいのではないかと。

マスコミも特に問題のある議題でもない限り、取材の対象とすることはないと思う。委員のみなさんの自由な議論という立場からは、原則非公開とするのがよいと思う。原則非公開としておいて、申出のあったときに、その都度、委員会で議論して決めればよいのではないかと。

原則は非公開で、申出のあったときに協議するのがよいと思う。意見交換の場を公開すると、スムーズな議論ができないと考える。

今回の委員会は、司法制度改革などについての幅広い議論を、マスコミに報道してもらって、国民に理解してもらうことがいいのではないかと。原則公開にして、問題がある時に制限する方針でよいのではないかと。

委員会自体を公開するのは困るのではないかと。

自由な意見を交換してもらうため、家裁の実務の実状、事例も出てこようが、本来家事事件、少年事件とも、個人の秘密やプライバシーの保護を最大限考慮する必要があるため、慎重に考えたほうがよいと思う。原則非公開で、テーマによって公開することも考えればよいのではないかと。

冒頭までは公開して、その後非公開し、委員会終了後、どういう意見交換があったということをマスコミに説明することによろしいか。

了承

キ 議事概要の作成及びその公開について

議事概要を作成する。発言者の氏名，肩書きは記載しないで，意見をとりとめた形でホームページに掲載し，各委員にも配布することによろしいか。

了承

議事概要については、委員のみなさんに点検してもらい，修正の上，委員長と委員長代理で確定することによろしいか。

了承

ク 議題等の設定について

委員会の運営について，諮問に応じるとともに，意見を交換するということであるが，裁判所としては，裁判所の運営についての事項はどのようなものかを考えているか。学校の現場でも，児童虐待や夫婦関係等のトラブルに関与が必要な場合もあり，どのような事項を協議すべきかと考えている。

裁判所の運営についての大きなテーマとしては，相談，受付窓口について，裁判所を利用しやすいものにするための方策とか，国民に対してどのような情報を発信するかとかの事項が考えられる。

裁判所の運営については，器の問題がある。例えば，3階の受付カウンターで受付相談をしているのであれば，プライバシーへの配慮がいるのではないか。また，人の問題としては，人訴移管への対応について，裁判官，書記官，調査官等の人員はどうなっているのか。人事訴訟移管の対応については大いに心配しているが，裁判所側から，施設，裁判官，書記官，調査官等の人員等の実状を率直に説明してもらって，議論をしていきたい。

参与員については，どんな人をどういう形で選任しているのか，和解等に関与するだけに情報をいただきたい。

松山家裁の組織，人員等を知らせてもらわないと，この点を改正すべきだという意見も出てこないと思う。

次回に、裁判所の実状等についてお知らせしたい。

裁判所へテーマについて連絡をいただければ、次回のテーマを決めさせてもらうことでよろしいか。

了承

ケ 開催回数について

年1回で少ないのであれば、半期に1回とかにすればよいのではない か。

前もって年3, 4回とか決めておいた方が都合がよい。新しい制度であり、司法制度や人事訴訟等重要な問題があるので、委員のみなさんの意見を聴くことが大事である。複数回というのは年2回の開催ではなく、例えば、3か月に1回程度でしばらくやってみるということかどうか。

家裁の実状がよくわからない段階で、議題、開催回数、成立要件等を決める委員会の進行はおかしいのではないか。家庭裁判所がどのような状況にあるのかよく説明を受けた上でないと、意見も出せない。

庁舎見学や説明を受けないと全くわからない状態である。その上で、早めに期日を決めて招集してもらいたい。資料も事前に送付してもらいたい。

忙しい委員が多いと思われるので、後に、事務局から出席可能な日を確認してもらい、次回期日を決めていただきたい。

了承した。開催回数については、次回以降に協議の上決定することにしたい。

(以上)